

～知的障がいのある人の選挙についての一考察～

9月に開催された国連の障害者権利委員会は、日本政府への審査を踏まえたのち、政策の改善点について勧告を出しました。

主な内容は、障害児を分離した特別支援教育の中止の要請や、精神科の強制入院を可能にしている法令の廃止など、共生社会の実現に向けた取り組みの遅れを指摘したものであります。

ただ、その実現に向けては、現在まで日本で行われてきた教育や病院体制の変換という大きな問題があると同時に、現行の選挙制度においても、障害者の投票行動を阻む大きな壁が存在しているのではないのでしょうか。

去った7月、参議院選挙や県知事選挙など、県民の生活に大きな影響を与える大事な選挙が終わりました。

広報誌やチラシ、テレビで、政党や候補者が自らの活動や投票を訴える機会に加え、最近ではインターネットで公約をアピールする機会も増えてきました。

しかし、2016年の公職選挙法の改正により、投票年齢が18歳以上と引き下げられたにも拘らず、本来なら上昇すべき投票数が、国政選挙、地方選

挙を問わず有権者の投票率は低下傾向にあります。

那覇市や豊見城市など、今年これから県内で行われる選挙への対策として、知的障がいのある人の投票参加機会が増えることを望みながら、以下考えてみました。

重度の障がいのある人も含め、すべての国民が民主主義の原則により権利行使ができる為に投票行動が可能であるべきなのですが、自身の意思決定以外にも現在の選挙制度には投票方法など、障がいの特性によって様々な困難な事例が多々あります。

2013年5月に公職選挙法改正があり、権利の主体者として成年後見制度の被後見人の選挙権が認められるようになりましたが、「投票可能な能力制限を定めるべき」との優生思想的な意見も出たように、その原因の多くは、行政側の障がい者の権利や合理的配慮への認識不足と考えております。

そこで一例として、知的障がいのある人が投票に至るまでの問題点や支援のあり方を考えてみました。

●選挙（人を選ぶ）という制度の意味を理解出来るように、日常生活の意味

中において疑似体験をさせる。

●選挙の公約が、自分自身にとってどのような影響があるのか、具体的に理解させる。

●当事者の権利（意志表示）を守るために、保護者や支援者は自身の主観を入れず公約の説明をする。

●障がいのある人にも理解可能である公約放送や公約文など、行政側の適切な情報提供が必要である。

●重度障がいの方には郵送などの方法もありですが、単独行動が厳しい人のために、身近な場所での投票可能なように検討すべきである。

●代理投票のシステムを広く理解してもらおう広報・啓発により、誰でも投票ができることを伝える。

●意思の疎通が厳しい人、書けない人はつくが、家族や支援者と異なり当人との関係性が希薄なために、意思の疎通などによる当事者に戸惑いが起きる場合がある。

など、支援を必要としている障がい当事者の権利擁護のために、誰でも自由に参加できる選挙制度の見直しを早急に求めます。

手をつなぐ・うちな

知的な障がいのある人と共に

県育成会のHPにもカラー印刷で掲載中

発行所
沖縄県手をつなぐ育成会
那覇市首里石嶺町4-373-1
沖縄県総合福祉センター内
TEL 098 - 882 -5727
FAX 098 - 882 -5720
E-mail:oki-iku@woody.ocn.ne.jp
HP : http://www.oki-iku.com/
発行人 理事長 田中寛
定価 50円(会費を含む)

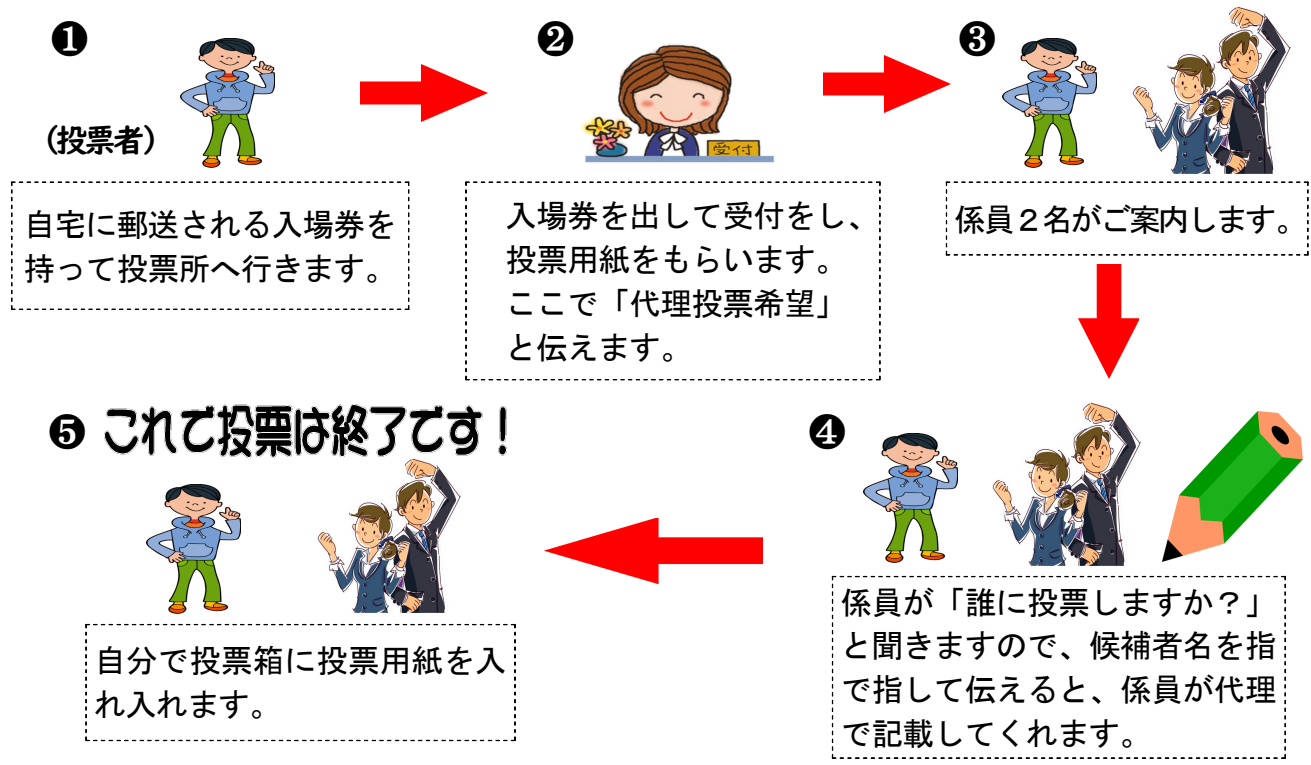
【目次】

P 1	知的障がいのある人の選挙について
P 2	代理投票の参考資料
P 3	寄付金贈呈式のご報告・心の輪審査会ご報告・理事通信
P 4	県育成会予定・ゆんたく 他



～知的障がいのある方の投票の方法(イメージ図)～

【例：代理投票の流れ(下記の補足もあわせてご覧下さい。)】



【代理投票の流れ】の補足



- ①**入場券に書かれている自分の名前と投票の日時、場所を確認して、投票所に向かいます。(期日前投票は、日時や場所が異なる場合がありますので確認して下さい。)
- ②**受付で名前を呼ばれたら「はい」と答えたり、うなずくなど意思表示をして下さい。代理投票の支援が必要な場合や投票方法がわからない場合は、ここで投票者本人が「支援が必要です」や「代理投票を希望します」と伝えます。言葉で伝えられない場合は、事前にメモなどに書いて渡して下さい。家族や支援者から伝えることはできません。
- ③**代理投票の際は、投票所の係員2名が付き添います。ここからは保護者や支援者の同伴はできません。本人が不安になる場合は、同伴が認められる場合もありますが、投票記載台では少し離れてお待ち頂くことになります。
- ④**係員1名が代理で記載し、残り1名が確認をします。候補者や政党を口頭で伝えるか、指さして係員に伝えます。候補者の写真は記載台にはありませんので、候補者や政党の名前のメモ、選挙公報などを切り取ったものを事前に用意し、係員に渡して書いてもらうこともできます。
- ⑤**投票用紙を投票箱に入れる時に、緊張して手が震えるなどする場合は、係員が支援してくれます。その場で係員に伝えましょう。

※上記の流れはイメージです。事前に各市町村に確認して下さい。

※上記の文章は、狛江市手をつなぐ親の会、NHKの「みんなの選挙」のご案内の一部資料を参考にさせていただいております。有難うございました。

